

第八問

(満点 100点)

第七問とあわせ
時間 2時間

A 株式会社について、証券取引法に基づく連結財務諸表監査が B 監査法人によって行われ、監査手続を実施した結果、監査意見を形成する対象となる連結財務諸表について、以下に示す〔資料〕のとおり状況が明らかとなっている。

あなたが、A 株式会社の連結財務諸表に対する「独立監査人の監査報告書」を作成する場合を想定し、〔資料〕を考慮して、監査理論の立場から、下記の「問1」から「問3」に答えなさい。

なお、〔資料〕に示した事項以外に監査上特に留意すべき事項はないものとする。

〔資料〕

1. 監査の対象年度は、A 株式会社の平成×5年4月1日から平成×6年3月31日までの連結会計年度である。
2. A 株式会社の取引先である C 株式会社は、債務の弁済に重大な問題が生じているため、C 株式会社に対する A 株式会社の売掛金期末残高 80 百万円は、貸倒懸念債権に該当するとの点で監査人及び A 株式会社ともに同一の認識に達した。しかし、A 株式会社は、C 株式会社の状況が不明確であることを理由に当該売掛金期末残高に対して 4 百万円の貸倒引当金を計上したのみであった。これについて、監査人は、当該売掛金期末残高に対して 40 百万円の貸倒引当金を計上すべきであると判断し、A 株式会社に修正するよう勧告したが、A 株式会社はこれに応じなかった。
3. 連結損益計算書に示された営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、及び当期純利益は、それぞれ 980 百万円、900 百万円、720 百万円、432 百万円である。また、法定実効税率は 40% である。
4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の一つとして、次の開示が行われている。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4. 会計処理基準に関する事項

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

中略

(会計処理の変更)

当連結会計年度より、親会社の機械装置のうち製品 D 製造設備の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。この変更は、製品 D の国内事業の成熟化に伴い、今後国内において大規模な新規の設備投資を予定しておらず、現有設備を長期にわたって安定的に使用していくことになるため、減価償却費を平準的に期間配分することにより収益と費用との適切な対応を図るためのものであります。この変更のより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は 880 百万円減少し、これにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ 800 百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

監査人は、この減価償却の方法の変更は正当な理由による変更であると判断している。

5. 当該連結財務諸表について、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は生じてない。
6. 監査人が監査報告書を作成するにあたり、連結財務諸表に対する監査意見形成上の重要性の金額的な水準としては、次のような基準が設定している。

監査人が発見した不適切な事項の影響が、連結ベースでの当期純利益の 2% を超える場合には、これを除外事項として扱う。

監査人が発見した不適切な事項の影響が、連結ベースでの当期純利益の 10% を超える場合には、不適正意見を表明する。

なお、解答にあたり、除外事項の質的な重要性は考慮しないものとする。

〔独立監査人の監査報告書〕

独立監査人の監査報告書

平成×6年6月28日

A 株式会社
取締役会 御中

B 監査法人
代表社員 公認会計士 東京太郎 印
関与社員
関与社員 公認会計士 大阪花子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA株式会社の平成×5年4月1日から平成×6年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

記

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A株式会社及び連結子会社の平成×6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を 。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記「独立監査人の監査報告書」中の記号(~)は、設問の便宜のために付したものである。

問1 上記の「独立監査人の監査報告書」の空欄 ~ に入れるべき適切な文言を答えなさい。監査基準に基づいて監査報告書への記載の要否が監査人に委ねられている事項がある場合には、必ず当該事項に関する文言を監査報告書に記載するものとする。ただし、記載する必要がないと考える場合には、「記載の必要なし」と記入すること。

問2 空欄 の記載について、あなたの解答の根拠を説明しなさい。

問3 A株式会社について、次のような状況が生じた場合、**問1** で作成した「独立監査人の監査報告書」の記載をどのように変更または削除する必要があるか。監査報告書の段落(~)それぞれについて、その変更内容または削除の旨を解答しなさい。ただし、変更または削除する必要がないと考えられる場合には、「変更なし」または「削除なし」と記入すること。

平成×6年2月7日に主要な事業所であるE工場(この工場には、上記の〔資料〕4.に記載されている機械装置が設置されている。)が火災により焼失した。このため、A株式会社は、重要な会計記録を失い、〔資料〕とは異なる決算内容の連結財務諸表を提出してきたが、監査人は、当該連結財務諸表に関する重要な監査手続が実施できなかったため、監査意見を表明できないものと判断した。